

# 山陽小野田市立山口東京理科大学

## 作業環境測定業務委託仕様書

山陽小野田市立山口東京理科大学の作業環境測定業務については、業務委託契約書に定める事項のほか、この仕様書に基づき業務を実施するものとする。

この仕様書は、作業環境測定業務の概要を示すものであるが、現場の状況に応じて軽微な部分は、本仕様書に記載のないものであっても受託者の業務の範囲内と思慮される作業及び管理上必要と認めた作業は、受託者と協議のうえ、委託金額の範囲内でその都度実施するものとする。

### 1. 業務名称

作業環境測定業務委託

### 2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3. 実施場所

山口県山陽小野田市大学通一丁目1番1号  
山陽小野田市立山口東京理科大学

### 4. 業務受託者

- (1) 本件は、労働安全衛生法第65条第1項の規定に基づき、有機溶剤及び特定化学物質などを使用する実験室の作業環境測定を実施するものである。このため、本作業環境測定の受託者は、作業環境測定法の規定により、当該物質に係る作業環境測定を行うことができる作業環境測定機関として、厚生労働大臣又は都道府県労働局長により登録を受けた機関とする。
- (2) 受託者は業務の履行にあたり、業務責任者を定めるものとする。
- (3) 業務責任者は、必要な指定作業場所の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士の資格を有する者とする。

### 5. 業務計画書

受託者は作業環境測定機関の登録証、業務責任者氏名及び必要な国家資格を証明する書面、デザイン・サンプリング、分析、評価の業務従事者の氏名及び必要な国家資格を証明する書面等を添付した業務実施計画書を提出すること。

### 6. 業務内容

- (1) 作業環境測定は厚生労働大臣の定める作業環境測定基準(昭和63年労働省告示79号)に従い実施する。
- (2) 公益社団法人日本作業環境測定協会出版作業環境測定ガイドブックに従い実施する。

- (3) 測定は1日測定とする。また、1日1実験室とする。
- (4) 測定点数は1測定箇所（1単位作業場所）についてA測定6点、B測定1点の合計7点とする。
- (5) 評価方法は作業環境評価基準による。
- (6) 評価の結果は作業環境評価基準に基づき、下表の3つの管理区分で表す。評価結果が第2管理区分又は第3管理区分となった場合は、受託者は測定時の状況を踏まえ委託者に改善の助言を行う。

管理区分	平均的な環境状態（A測定）	高濃度ばく露の危険（B測定）
第1管理区分	管理濃度を超える危険率が5%より小さい	発散源に近い作業位置の最高濃度が管理濃度より低い
第2管理区分	平均濃度が管理濃度以下	発散源に近い作業位置の最大濃度が管理濃度の1.5倍以下
第3管理区分	平均濃度が管理濃度を超える	発散源に近い作業位置の最高濃度が管理濃度の1.5倍を超える

- (7) 作業環境測定結果報告書（証明書）は、サンプリング後30日以内に提出するものとする。
- (8) 本業務の再委託をすることはできない。

## 7. 試料の採取方法及び分析方法

- (1) 採取方法は、作業環境測定基準に基づく次のいずれかの方法とする。ただし、有機溶剤については固体捕集法、直接捕集法によるものとする。
  - ① 直接捕集法
  - ② 固体捕集法
  - ③ 液体捕集法
  - ④ ろ過捕集法
- (2) 分析方法は、検知管方式を除く、作業環境測定基準に基づく次のいずれかの方法とする。
  - ① ガスクロマトグラフ分析法
  - ② 吸光光度分析法
  - ③ 蛍光光度分析法
  - ④ 原子吸光光度分析法
  - ⑤ 高速液体クロマトグラフ分析法
  - ⑥ 誘導結合プラズマ原子発光分析法
  - ⑦ 誘導結合プラズマ質量分析法
  - ⑧ X線回析分析方法
  - ⑨ 重量分析方法

8. 測定実施予定場所及び測定対象物質

(1) 有機溶剤

- ① 作業環境測定室数 30 室
- ② 有機溶剤分析数 94 成分

(2) 特定化学物質

- ① 作業環境測定室数 20 室
- ② 特定化学物質分析数 36 成分

(3) 金属

- ① 作業環境測定室数 2 室
- ② 特定化学物質分析数 4 成分

(4) 粉じん

- ① 粉じん環境測定室数 3 室

表 1 作業環境測定実施予定場所（令和 7 年度版 更新）

実験室 名称	有機 溶剤	特定 化学 物質	金 属	粉じ ん	物質	測定月	測定月
3111				○	金属粉	4 月	10 月
3117				○	金属粉	4 月	10 月
3304	○				アセトン	7 月	1 月
	○				酢酸ノルマルーブチル		
	○				トルエン		
	○				ノルマルヘキサン		
	○				ーブタノール		
	○				メタノール		
	○				2-プロパノール		
				○	酸化チタン粉		
3301	○				アセトン	7 月	1 月
	○				イソプロピルアルコール		
	○				トルエン		
	○				ノルマルヘキサン		
	○				メタノール		
5202	○				アセトン	6 月	12 月
5206	○				イソプロピルアルコール	6 月	12 月
	○				N・N-ジメチルホルムアミド		

5305	○			アセトン	6月	12月
	○			トルエン		
2209	○			メタノール	7月	1月
5208	○			アセトン	5月	11月
5301	○			アセトン	5月	11月
5302	○			アセトン	6月	12月
	○			イソプロピルアルコール		
	○			酢酸メチル		
	○			メタノール		
5303	○			アセトン	5月	11月
	○			N・N-ジメチルホルムアミド		
		○		ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)		
5304	○			アセトン	6月	12月
	○			メタノール		
		○		クロロホルム		
5306	○			アセトン	4月	10月
	○			イソプロピルアルコール		
	○			エチルエーテル		
	○			酢酸エチル		
	○			N・N-ジメチルホルムアミド		
	○			テトラヒドロフラン		
	○			トルエン		
	○			ノルマルヘキサン		
	○			メタノール		
		○		クロロホルム		
		○		一・四-ジオキサン		
		○		ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)		
		○		トリクロロエチレン		
		○		ナフタレン		
	○		ベンゼン			
5307	○			アセトン	4月	10月

	○				トルエン		
5308	○				アセトン	5月	11月
			○		コバルト及びその無機化合物		
5309	○				アセトン	5月	11月
	○				エチルエーテル		
	○				酢酸エチル		
	○				ノルマルヘキサン		
	○				メタノール		
		○			クロロホルム		
		○			ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)		
5311	○				アセトン	7月	1月
	○				イソプロピルアルコール		
	○				エチルエーテル		
	○				酢酸エチル		
	○				N・N-ジメチルホルムアミド		
	○				テトラヒドロフラン		
	○				トルエン		
	○				ノルマルヘキサン		
	○				メタノール		
		○			クロロホルム		
			○		コバルト及びその無機化合物		
		○			ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)		
			○		ニッケル化合物		
		○			ホルムアルデヒド		
		○		マンガン及びその化合物			
6335	○				イソプロピルアルコール	6月	12月
	○				メタノール		
		○			アクリルアミド		
		○			クロロホルム		
	○			ホルムアルデヒド			
6411	○				メタノール	5月	11月
6414	○				イソプロピルアルコール	6月	12月
	○				メタノール		
		○			クロロホルム		

6436	○			イソプロピルアルコール	6月	12月
	○			1-ブタノール		
	○			メタノール		
		○		アクリルアミド		
6511	○			酢酸エチル	4月	10月
	○			ノルマルヘキサン		
	○			メタノール		
	○			テトラヒドロフラン		
	○			1-ブタノール		
	○			2-プロパノール		
		○		アクリルアミド		
		○		クロロホルム		
6514	○			イソプロピルアルコール	4月	10月
	○			メタノール		
		○		アクリルアミド		
6536	○			メタノール	7月	1月
7411	○			メタノール	7月	1月
		○		アクリルアミド		
7414	○			イソプロピルアルコール	4月	10月
	○			メタノール		
		○		アクリルアミド		
		○		ホルムアルデヒド		
7435	○			イソプロピルアルコール	5月	11月
		○		クロロホルム		
		○		ホルムアルデヒド		
7511	○			アセトン	7月	1月
	○			イソプロピルアルコール		
	○			酢酸エチル		
	○			テトラヒドロフラン		
	○			1-ブタノール		
	○			メタノール		
		○		クロロホルム		
		○		ジクロロメタン		
7514	○			アセトン	5月	11月
	○			酢酸エチル		
	○			テトラヒドロフラン		

	○				ノルマルヘキサン		
	○				メタノール		
		○			ベンゼン		
		○			クロロホルム		
		○			ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)		
7532	○				アセトン	5月	11月
	○				酢酸エチル		
	○				ノルマルヘキサン		
	○				メタノール		
	○				N, N-ジメチルホルムアミド		
	○				テトラヒドロフラン		
		○			クロロホルム		
		○			ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)		
7332		○			ジクロロメタン	4月	10月
2205	○				トルエン	7月	1月
	○				ナフタリン		
		○			ベンゼン		
2207		○			ベンゼン	7月	1月

## 9. 実施時期及び測定回数

測定場所、サンプリング実施日時は委託者と打ち合わせを行う。

なお、測定法定回数が6月以内ごとに1回の実施のため、年間2回作業環境測定を実施するものとする。

## 10. 報告

成分ごと評価し、作業環境測定結果報告書(証明書)及び作業環境測定結果記録表を「作業環境測定の記録のモデル様式の改正について」(令和5年9月28日基発第0928第3号)に従い、1部提出すること。作業環境測定結果記録表の内容は、次の各号のとおりとする。

- ① 測定を実施した作業環境測定士名
- ② 測定対象物質等
- ③ サンプリング実施日時
- ④ 単位作業場所等の概要
- ⑤ 単位作業場所の範囲、主要な設備、発散源、測定点の配置等を示す図面
- ⑥ 測定データの記録 (A 測定データ、B 測定データ)
- ⑦ サンプリング実施時の状況

- ⑧ 試料採取方法等
- ⑨ 分析方法等
- ⑩ 測定結果
- ⑪ 評価

#### 1 1. 経費負担

業務に使用する光熱水料は委託者の負担とする。

#### 1 2. その他

- (1) 測定に従事する作業員は、業務に必要な場所以外無断で立ち入らないこと。
- (2) 測定場所の変更等は、事前に協議し行うものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らしてはならない。本業務を退いた後も同様とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、本学担当者と協議の上決定するものとする。